

令和8年度 静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業（PPA方式） に関する企画提案募集要項

1 募集の趣旨

静岡県では、脱炭素社会実現に向けた取組の一環として、県立学校施設への太陽光発電設備導入を計画的に進めていくこととしている。

本募集要項は、静岡県が所有する県立学校施設に太陽光発電設備を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA方式による電力供給事業を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別添「令和8年度静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業（PPA方式）仕様書」のとおり

(2) 事業実施期間（履行期間）

本募集要項15（1）に基づく協定締結から15（2）に基づく電力供給契約の契約終了まで

(3) 事業費用

対象施設の電気料金単価（消費税及び地方消費税含む）及び電力供給予定数量を提案すること。なお、電気料金単価については、県が現状の単価を提示することとする。

(4) 県補助金

太陽光発電設備の整備に要した費用の一部について、県から事業者に対して補助金（整備費用の1/2）を支払う予定である。

※ 補助金は環境省の交付金を活用しており、上限20,000千円を予定している。
提案された設備容量に応じて、補助金の額について県が環境省と協議する。

3 契約方法

本件は、公募型企画提案方式による企画提案に基づき最優秀企画提案者を選定し、当該提案者と提案内容に沿って契約内容の協議、調整を行い、随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第2号該当）を締結する。

4 参加資格

単独の法人又は複数の法人による共同事業体であること。

なお、共同事業体の場合は、代表構成員を1者選定すること。

単独の法人の場合は、次の(1)～(5)に掲げる要件を全て満たす者であること。また、共同事業体の全ての構成員は、次の(5)に掲げる要件を満たすとともに、構成員のうち1者以上は(1)～(4)の要件を満たす者であること。

(1) 静岡県の物品購入等に係る競争入札参加資格がある者であること。

- (2) 静岡県内に本社又は営業所等の事業拠点を有するものであること。
- (3) 本事業と類似するPPA方式による太陽光発電設備の事業履行実績として、令和3年4月1日以降において実績を有すること。
- (4) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者
- (5) 次の要件に全て該当すること。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しないこと。
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 スケジュール

内 容	実 施 日
募集要項公表	令和8年5月26日（火）
現地視察期間	令和8年6月1日（月）から 令和8年6月9日（火）まで
質問の受付期限	令和8年6月9日（火） 午後5時まで
質問の回答期限	令和8年6月12日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年6月17日（水） 午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和8年7月1日（水） 午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年7月8日（水）
審査結果・公表	令和8年7月中旬から下旬

6 現地視察

現地視察を希望する場合は視察希望表（様式4）を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月29日（金） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール

※ メールの件名を「静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業（PPA方式）
現地視察申込み」とすること

(3) 提出先

後述「17 問合せ先」に記載のメールアドレス

(4) 視察期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月9日（火）まで（土曜日、日曜日及び
祝日を除く。）の午前10時から午後3時までの間

(5) 参加人数

提案者毎に4名までとする。（視察には事務局職員が同行する。）

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年6月9日（火） 午後5時まで（必着）

(2) 受付方法

質問書（様式不問）に質問内容、社名・担当部署・担当者氏名・電話番号・メー
ルアドレスを明記の上、後述「17 問合せ先」記載のメールアドレス宛てに送信
する。

(3) 回答方法

令和8年6月12日（水）までに質問者にメールで回答する。併せて、静岡県ホ
ームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1003810/1031520.html>) に掲載する。

8 参加表明等

本企画提案参加希望者は、参加表明書（様式1）により参加の意思を表明するものとする。

(1) 提出期限

令和8年6月17日（水） 午後5時まで（必着）

(2) 提出先

静岡県教育委員会 教育施設課 企画班
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館8階

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

9 資料の縦覧

企画提案書の作成に当たり、次のとおり、資料の縦覧を行うことができる。

縦覧を希望する場合は、後述「17 問合せ先」に示す窓口と事前に調整すること。

(1) 縦覧期間

令和8年6月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 縦覧資料

ア 配置図、平面図、単線結線図

イ 電気料金の現状単価

ウ 24時間365日電力需要量データ（30分値）

エ ソーラー設備検討書

（屋根の耐荷重及び想定されるソーラー設備荷重を基に建物構造安全性を検証したもの）

(3) 縦覧場所

「17 問合せ先」に示す窓口

(4) その他

電子メールでの送付を希望する場合は、縦覧期間内に、「17 問合せ先」に示す連絡先に連絡 すること。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提案内容

- ・ 以下の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。
- ・ A4サイズを原則とし、A4サイズを超える場合は折り込むこと。

提出物		記載内容 及び 留意事項	様式	部数
ア	企画提案書	－	様式 2	8
イ	事業実施内容	(ア) 実施方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。 (イ) 太陽光発電設備容量及び自家消費電力量 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設における想定設備容量(太陽光発電設備の定格出力及びパワーコンディショナの最大定格出力)を検討すること。 ・ 各施設における想定自家消費電力量を検討し、各施設の自家消費電力量が最大となる考え方を示すこと。 (ウ) 設備設置仕様 <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量、耐久性等を含む)を記載すること。 ・ 想定する設備設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重(風圧、地震等)に耐えうる構造であること。 ・ 20年間にわたる太陽光発電設備の設置期間中に、生徒や学校施設等が損傷することがないようにするための対策を記載すること。 (エ) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 野球ボールなど想定される飛来物に対する対策を記載すること。 ・ 太陽光発電設備と建物躯体との接合部で、防水層等を破損しないための設置方法を記載すること。 ・ 設備の配線ルートは、施設の保安上・管理上支障が無いルートを選択して提案すること。 ・ モニター等を用いて発電量を見える化するなど、学校の環境教育に資する取組を提案すること。 	任意	8

ウ	事業実施体制	<p>(ア) 事業実施体制図</p> <p>(イ) 設備導入工程表、事業フロー</p> <p>(ウ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の項目等）、実施体制</p> <p>(エ) 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画</p> <p>(オ) 故障、緊急時の対応</p> <p>(カ) 事業実施中のリスクに対する対策（損害保険の保障額、適用範囲、その他の対策等）</p> <p>(キ) 事業実施に関する保証（設備の設置工事、運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容）</p> <p>(ク) 太陽光発電設備の飛散等により、生徒や学校施設等が被災した場合の応急復旧方針などを想定範囲内で記載すること。</p> <p>(ケ) 設置完了時の事業者による検査（社内検査）体制及び検査項目</p> <p>※ 共同で事業を実施する場合は、各構成員の役割を明示したものを併せて提出すること。特に電力供給契約の主体を明確にすること。</p>	任意	8
エ	電気料金の概算単価（PPA単価）及び発電設備導入前後の電気料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金単価設定における積算内訳書 ※ 概算単価（PPA単価）は施設別に算出するものとし、運転期間中一定とすること。 ※ 運転期間中の各施設における県の負担額の見込み（現行との比較、20年間の電気料金シミュレーション等）を示すこと。 ※ 別紙仕様書2（4）イに規定する県の補助額相当分の控除がわかるようにすること。 	任意	8
オ	業務実績		様式3	8
カ	事業実施スケジュール		任意	8
キ	総事業費内訳書		任意	8
ク	法人の概要		任意	8
ケ	一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し		—	1

(2) 提出期限

令和8年7月1日（水） 午後5時まで（必着）

(3) 提出先

静岡県教育委員会 教育施設課 企画班

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館8階

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

(5) その他

必要書類を提出した者は、以下の2点を了承したものとみなす。

ア 選定作業のため、必要最小限の範囲で複写する場合があること。

イ 静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づく情報公開の対象となること。

11 プレゼンテーションの実施

(1) 書面審査（応募多数の場合）

6者以上から企画提案書が提出された場合、書面審査を行い、プレゼンテーション参加者を5者以内に選定する。

選定された者にはその旨及びプレゼンテーションの実施について、選定されなかった者にはその旨について、電子メールにより令和8年7月6日（月）までにメールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

企画提案の内容について、企画提案書を提出した者（6者以上の場合は(1)により選定された者）によるプレゼンテーション及び審査委員による評価を行い、採用業者1社を選定する。

ア 実施日

令和8年7月8日（水）

イ 実施場所等

集合時間や場所の詳細は、参加者に別途通知する。

ウ 実施方法

- ・ 1社あたりのプレゼンテーションの時間は、説明15分、質疑10分の計25分とする。
- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・ プレゼンテーションは、モニター（会場設置）を使用して実施することとする。なお、必要となるパソコンは提案者が持参すること。

12 選定方法

静岡県職員等で構成する「令和8年度静岡県立学校施設への太陽光発電設備導入事業（PPA方式）企画提案審査委員会」が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、最優秀企画提案者を選定する。

なお、事業実施候補者選定のための審査であるため、企画提案の内容に対して県が責任を負うものではない。

13 プレゼンテーションにおける評価項目

審査項目	評価基準
提案内容の優位性	<ul style="list-style-type: none">・対象施設の特性及び周辺環境に配慮した提案内容となっているか。・対象施設に合致した導入容量であり、効果的な提案内容となっているか。・設備の耐久性・安全性に対して妥当性のある提案内容となっているか。・野球ボールなど想定される飛来物に対して効果的な対策を提案しているか。・設備の配線ルートは、施設の保安上・管理上支障が無いルートを提案しているか。
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務を実施するにあたり、十分な実施体制（人員・組織）があるか。・設備の故障、緊急時など不測の事態に配慮した提案であるか。・事業実施中に発生するリスクに対応できる提案であるか。・夜間や休日における連絡体制、初動体制は実行制のあるものを提案しているか。
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・PPA方式による太陽光発電設備に係る導入・運転・維持管理業務について、十分な実績を有しているか。
スケジュール及び維持管理等の実効性	<ul style="list-style-type: none">・設備導入のスケジュール及び運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画は実効性の高い提案であるか。・20年の設置期間中想定される屋上防水、屋根塗装などを妨げない設置方法を提案しているか。
事業費の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・経費が提案内容に沿って適切に計上され、最大の効果が見込める内容となっているか。

14 審査結果

審査結果は、参加者全員に文書で通知する。

15 契約の方法

(1) 協定締結の手続きについて

県と候補者で協議が整った場合には、太陽光発電設備設置等に係る協定を締結するものとする。候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約締結の手続きについて

(1)の協定に基づく太陽光発電設備の設置等完了後、県と候補者で協議の上、電力供給開始日から20年間の電力供給契約を締結するものとする。

16 その他

- (1) 本企画提案協議に参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約手続において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。

17 問合せ先

担当部署 静岡県教育委員会 教育施設課 企画班

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（西館8階）

電話 054-221-3128

E m a i l kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp